

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫 (会長)

住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpisu@gmail.com

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133 (浪江)

関根憲一 090-4889-3726 (富岡)

板倉好幸 090-9534-5657 (南相馬)

浪江町帰還困難区域

牛と掃除されたお墓と無残な燦元跡



9月5日現在で福島県のまとめとして「震災関連死」と認定された人の数は2278人、一年前からすると32人増えています。8年半過ぎても増え続けているのですから放射能公害は深刻です。単に被ばくだけの問題でないことも明らかであります。震災関連死は原発事故で避難

を余儀なくされた浜通りなどの市町村が大半を占めているのが実態です。

9月11日と20日に浪江町小丸(帰還困難区域)に行ってきましたが、放射線量は $5\mu\text{Sv}$ から $10\mu\text{Sv}$ でありました。事故前は0.05程度ですからなんと平均で160倍もあります。それも自然界にはな



い最も有害なセシウム 137 です。さらに堀の近くは $15\mu\text{ Sv}$ でした。小丸地区の農業は田畑と繁殖牛生産でありました。帰還困難区域ですから当然離農してしまいました。ただ一人、「殺処分は忍びない」という思いから、田畑であったところに牛を放牧している方がいました。50 頭ほどいましたが、環境省指導で肉牛としては駄目、繁殖してもダメということですから、50 頭としては広大な牧場であり自然に自生した牧草が豊富で飼料を一切与えなくも丸々とした牛ばかりでした。ただ冬になれば飼料を与えているそうです。

9 月はお彼岸の月とあってか帰還困難区域の墓は綺麗に掃除がされていました。もちろん自分の墓に行くにも許可を取らなければ入ることができません。それに長時間居ることもできません。

牧場のある所はどこへ行っても自然豊かなところばかりで、相双地方は寒からず暑からずで都会に住む方々の憧れの地でもありました。原発事故前は田舎暮らしにあこがれて退職してから永住する方も少なくありませんでした。私のお付き合いしていた方も田舎に憧れ早期退職しログハウスを建て馬を飼い楽しんでいましたが、原発事故後、避難続きで体調を崩し 60 歳そこそこで亡くなりました。



● 牧場の隣は大堀相馬焼

大堀相馬焼は江戸時代初期（1690 年）に作り始められたと言われています。当時その地方を治めていた相馬藩が、焼き物作りを保護、育成したため、江戸時代末期には 100 余りの窯元が並ぶ、東北地方で一番大きな産地になりました。

三つの特徴 馬の絵 旧相馬藩の「御神馬」が描かれており、別名「左馬」です。それは「右に出るものがない」という意味から縁起が良いとして地域では親しまれてきた。

原発事故前は 23 の窯元があり現在はバラバラになってしまいました。各窯元は無残な姿となってしまいました。

（國分富夫）



9.19 東電経営者「業務上過失致死罪」無罪？！

被害者は許しがたい

旧東電経営陣3人が、原発事故への備えをおこたり、双葉病院入院患者らに事故の避難を余儀なくさせ、多くの方の命がうばわれたことに対し、業務上過失致死罪容疑で起訴された東京地裁判決(9.19)は「無罪」であった。こんな不当判決はありえない。判決は、国が示した「津波予測の長期評価は信頼性に疑いがある」という。しかし私ども「相双の会」をはじめ数千人の避難者・被害者が全国各地で起こしている「損害賠償」請求訴訟では、多くの地方裁判所が東電が津波予測に備えなかった責任は指摘しているのだ。それからしても全く異例の不当判決だと言わざるを得ない。

さらに「事故前の法規制は、絶対的な安全確保を前提としていない」から「三人に刑事責任は問えない」というのには、開いた口がふさがらない。こんな理屈で東電経営者が無罪なら、どんな事故をおこしても「過失致死傷罪」には問われないだろう。原発事故は他の事故とはわけがちがう。原発で利益をあげてきた企業が事故を起こした責任は、他の事故や公害の企業責任の幾千倍も重いはずだ。

なぜなら、人がコントロールできない物を扱って利益をあげた責任なのだ。いったん拡散されてしまった放射能はどんなことをしても少なくとも百年で十分の一ですから消すことはできない。だからこそ汚染土壌も汚染水も処分のあてもなく、時が経つにつれ大問題と

なっているのではないか。公害もひどいが汚染減はともかくなるが放射能はそうはいかない。だから本来人が医療などは別にして扱ってはいけないものだ。福島第1原発は、地元の強い反対運動を金で買収し、おどかしつくられた。百歩譲って原発事業を認めたとしても、その「前提」に「絶対的な安全確保」がなければならない。それを理解できぬ東京地裁はイロハがわかっていない。

19日の判決で問われたのは双葉病院の被害者だけでなく、未だに関連死が増え続け、狂わせられた私たち数十万人の被害者の実情だ。広大な故郷を復興不可能に汚染し、冷却水すら海への放出が云々され、除染は賽の河原の石積みのごとく、除染土は貯蔵先も展望なく国と自治体は公共事業への全国利用で分散を企む。慰謝料や住宅補償を打ち切られ、レントゲン室以上の高線量地域に「帰還」を促され、時が経つほどに甲状腺がんの恐怖は増大する。司法はこの現実を見てほしい。東京地裁の不当判決に対し、控訴して闘おうという声がひろがっているが、その通りだと思う。

ご意見のお願い

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。

匿名でもけっこうです。

◇電話 090 (2364) 3613

◇メール(國分) kokubunpisu@gmail.com

福島第二原発の廃炉について（下）

第一原発の後処理について

メルトダウンを起こした第一原発の後処理ははるかに難題である。格納容器にも建屋にも地下にも放射能は高レベルに拡散している。デブリは金属やコンクリートなどと溶け合って固化している。これをどのようなロボットを使った遠隔操作であれ全部切り出すことなど、多大な被曝と外部への拡散なくしては不可能である。地下水の侵入を遮蔽し、このまま閉じ込めながら管理する方がはるかにベターである。

第一原発の事故はすでに、敷地内のタンクには100万トンを超える高濃度汚染水を生み出す一方で、敷地周りの「中間貯蔵施設」には膨大な量の除染で発生した汚染土が搬入されている。しかしこれが本当に30年以内に県外に搬出される「中間貯蔵」になると信じる県民はいない。汚染土の放射能レベルが多少減っても、再利用を受け入れる県民もない。国と東電は責任をもって最終的な保管場所を造る以外にない。

年間20ミリシーベルト(通常の20倍)の被曝が許容されるとして、避難した人々を無理やり帰還させ、補償を打ち切るなどはいよいよ許されることではない。いかに除染されたからといって、原発敷地にメルトダウンした核燃料や使用済み核燃料や汚染水を抱え、周辺には汚染土を保管する場所に近い地域に、それらを専門に管理する職員を例外として、一般人を居住させるべきではない。管理職員も家族との居住地は十分な距離をとった方がよい。

避難者がどこに住むかは本人の意思を尊重し、住居や職などは長期的に国と東電が保障するべきである。

柏崎刈羽原発はどうなる

目先の利潤の追求に忙しい東電は、柏崎刈羽原発の再稼働をもくろむ。しかし未曾有の重大事故を起こした東電に、原発を稼働させる資格があるのだろうか。

福島第一原発の廃炉費用は8兆円、被災者賠償に8兆円、除染等に6兆円、第二原発の廃炉費用に4千億円と試算されている。東電はこれらの費用を柏崎刈羽原発の再稼働で確保したいとする。

しかしこの再稼働のためには安全対策費が、東電の試算で約1兆1千7百億円となることが分かった。従来約6千8百億円から2倍近くに増えた。テロ対策施設(特定重大事故等対処施設)など、新規基準への対応費用が大きく増えたことによる。

もっと重大な問題がある。柏崎刈羽原発はすでに何度もの大地震を受けている。これによって、重要な配管や機器、原子炉と配管の接合部や配管の曲部などに脆化が生まれている。何万箇所もある重要な配管の溶接部の周辺には劣化が進行している。

稼働させる場合、次の一撃で重大事故が生まれる確率は高くなっている。この大型炉で冷却材喪失事故が生じかねない。そのような悲劇を起こすことは断じて許されない。福島第二に引き続き、柏崎刈羽原発もすべてを廃炉にするしかない。

(原 野人)